

事務連絡
令和7年12月16日

各都道府県

子どものための教育・保育給付交付金ご担当者様

こども家庭庁成育局保育政策課

令和7年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定等を踏まえた
令和7年度補正予算における公定価格の取扱いについて

平素より子ども・子育て支援の推進に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。表題の件について、令和7年12月16日に令和7年度補正予算が成立し、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じた算定の基礎となる職員の人事費の引上げ（以下「給与改定に伴う処遇改善」という。）等を内容とした「子どものための教育・保育給付交付金」の増額がされたところです。

このことを踏まえ、近日中に、別紙1のとおり「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）の改正を行う予定ですので、下記のとおり、その内容について周知するとともに、その取扱いに当たっての留意事項及び要請事項をお示しします。

各都道府県においては、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び関係機関に対して周知いただくとともに、運用に遺漏のないよう配意願います。

記

1. 令和7年度補正予算による改定内容

令和7年度補正予算では、以下の2点について改定を行った。

- ・ 例年の補正予算において実施している給与改定に伴う処遇改善。
- ・ 「運営継続支援臨時加算」の創設。

2. 給与改定に伴う処遇改善について

(1) 内容・趣旨等

公定価格において、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、

算定の基礎となる職員の人事費を+5.3%程度引き上げるものである。

この国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人事費の改定分（以下「改定分」という。）は、保育士・幼稚園教諭等の待遇改善の重要性を鑑み、補正予算によりその所要の額を確保し、年度当初に遡って賃金等を引き上げるために措置したものである。

また、待遇改善は、単に職員の賃金改善に繋がるだけではなく、保育・教育分野における人材確保や、ひいてはこどもへの保育の質の確保にも繋がり重要である。そのため、こども家庭庁としても、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、「民間給与動向等を踏まえた更なる待遇改善を進める」こととしており、令和6年12月の「保育政策の新たな方向性」においては「他職種と遜色ない待遇を実現する」ことを掲げ、所要の額の確保に努めてきているところである。

こうした趣旨から、改定分は、迅速かつ確実に職員に支払われる必要があるものである。

（2）対象者

今般の給与改定に伴う待遇改善の対象となる者については、子どものための教育・保育給付交付金の交付に係る特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所及び特例保育を行う施設又は事業所で通常の教育・保育に従事する職員のうち、令和7年度補正予算の積算上は、常勤職員として公定価格の基本分単価の対象としている施設長、主任保育士、保育士、調理員等の職種を対象としている。

ただし、これは公定価格の積算上の取扱いであり、職員の給与の決定は一義的には各設置者及び事業者の判断で行われるものであるため、改定分を活用した賃金改善は、通常の教育・保育に従事する職員全てが対象に成り得る。

（3）改定分の用途について

改定分は人事費であることから、全額を迅速かつ確実に一時金等による賃金の支払（実際の支払いが翌年度となる場合においても、今年度の追加的支払分であることを賃金の項目上明確に管理すること。）及び法定福利費等の事業主負担に充てる必要がある。

特に、待遇改善等加算の区分2及び区分3（以下「待遇改善等加算」という。）を算定する施設・事業所については、全額を賃金の支払及び法定福利費等の事業主負担に充てることが加算認定の要件となっていることに留意すること。

なお、改定分は、職員の給与のベースアップを行い、その差額を一時金等の形で支払うことを基本としつつ、各施設・事業所の事情により、その他の方法で改善を図ることも妨げない。

ただし、対象者や支払う額が恣意的に偏ってはならないことに留意すること。

(4) 都道府県、市町村及び施設・事業所への要請事項

① はじめに

本年7月に実施した「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所における職員の処遇改善に係る実態調査」(以下「処遇改善実態調査」という。)では、有効回答数の1,362市町村のうち約69%が、改定分の額を算出し、管内の施設・事業所への周知の要請に対応していた。また、有効回答数の25,340施設・事業所のうち、約63%の施設・事業所が3月までに改定分の支払いに着手しており、約73%の施設・事業所が、翌7月までに改定分の全額の支払いを終えていた。

補正予算編成後の限られた期間で、保育士等への改定分の迅速な支払いのために対応いただいた市町村、施設・事業所におかれましては感謝を申し上げる。

一方で、回答があった施設・事業所の約17%が、改定分の全額を支払うのは令和7年12月以降になる予定という状況であり、中には、冬季賞与と合わせて支払うためにその時期になるといった回答もあったところ、(1)の趣旨等が十分に浸透されていない状況が把握できた。

このほか、ごく一部の施設・事業所において、改定分は全額を人件費に充てることを求めているにも関わらず、その全額を人件費に充てていない又は充てる予定がないという回答が見られた。

こうした結果を踏まえ、今年度の改定分の給付等について、以下のとおり要請を行うこととする。

なお、令和8年度においては、市町村を通じて調査を行い、職員への支払いが遅くなっている施設・事業所に対して個別にフォローアップを実施することを検討していることを申し添える。

② 都道府県への要請事項

処遇改善実態調査における、施設・事業所から職員への支払を行った時期について、**別紙2**のとおりまとめたところ、管内市町村ごとの状況について把握いただき、速やかな支払が行われていない状況が見られる場合、管内の市町村や施設・事業所への説明等の機会において、2の(1)の趣旨等を踏まえた指導や助言等を行うこと。

なお、こども家庭庁では、保育対策総合支援事業費補助金の「保育士等の処遇改善取得促進等事業」(**別紙3**を参照。)により、保育士等の処遇改善への取組をより進めるため、施設等に対する講習会や相談の実施等を行う場合の補助を行っている。

本事業は処遇改善等加算の取得を促進する目的としているところ、処遇改善を継続的かつ効果的に行うことも重要であることから、既に管内の施設・事業所の多くが処遇改善等加算を取得している場合であっても、本事業を活用するなどして、管内の施設・事業所の処遇改善への支援等を検討いただきたい。

③ 市町村等への要請事項

2の(1)のとおり、改定分は速やかに職員に支払われることが求められる。また、④のアの(ア)のとおり、改定分の支払いに当たってのスケジュールについて別紙4のとおりまとめ、施設・事業所には当該スケジュールに沿った対応を要請している。このことを踏まえ、市町村においては、施設・事業所で速やかな支払いが可能となるよう必要な支援等として以下のことを行うことを見計らう。

なお、処遇改善実態調査における、施設・事業所から職員への支払を行った時期について、別紙2のとおりまとめたので、当該結果も踏まえて対応をお願いする。

ア 改定分の算出について

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和7年4月11日こ成保296、7文科初第250号。以下「処遇改善等加算留意事項通知」という。）の第4の5の(2)のとおり、施設・事業所において改定分が職員に対して速やかに支払われるよう、市町村においては、既に把握している各施設等に関する情報（各月ごとの利用子ども数や加算の取得状況等）に基づき、改定分の額を算定し、管内の施設・事業所に速やかに周知すること。

本要請は令和6年度補正予算においても行ったところ、約69%が、改定分の額を自ら算出しないし算出シートを配布する等の工夫により、管内の施設・事業所への支援を実施していた。

給付費等の請求に係るやりとりは各市町村で様々なケースがあり、必ずしも施設・事業所が4月以降の請求内容から自ら簡便に算出できる状況ではない場合もあるところ、(1)の趣旨等を踏まえ、改めて、管内の施設・事業所への支援を要請するものである。

(※) 12月や1月の時点では、利用子ども数が見込みとなるが、施設・事業所では、概ねの額であったとしても、早めに額を把握することで、どのように職員に支払うかの検討を行うことができるため、見込みの額として示しつつ、3月に利用児童数が確定した時点で、再度示すことが考えられる。

市町村において対応が難しい場合には、利用子ども数を更新すれば改定分の額が置き換わるような計算シートとともに、改定分の見込みの額を示しておき、施設・事業所において3月に確定額を算出するよう案内することも考えられる。

その他の方法による算出を妨げるものではないので、各市町村において、2の(1)の趣旨を踏まえ、改定分の額が速やかに算出されるよう、施設・事業所への支援をお願いする。

イ 改定分の支弁について

子どものための教育・保育給付交付金の変更交付決定が市町村に行うのは例年3月になるところ、3月中に管内の施設・事業所に改定分が支弁されるよう変更交付申請と並行して施設・事業所への支弁の手続きを進めること。

また、可能であれば、変更交付決定を待たずに、1月までの改定分を2月の時点で支払うなどの対応をお願いする。

(※) 処遇改善実態調査では、管内の全施設・事業所への支払額の合計を10割としたとき、1月から5月において概ね何割程度支払ったかの問において、「3月までに達成」が23.8%、「4月までに達成」が28.1%、「5月までに達成」が43.5%であった。

ウ 加算の認定について

加算の認定については、現在、各市町村（一部の加算は都道府県）において適宜の時期に行われているところ、改定分の金額を算出する際に改定分が生じる加算の認定がされていないことが、施設・事業所にとって速やかな支払に取り組みにくくなるといった意見もあるところ、速やかに加算の認定を終えていただくようお願いする。なお、翌年度以降においても同様であるため、令和9年度の加算認定についても、遅くとも12月前には終わるよう事務を進めていただくようお願いする。

エ 処遇改善等加算の要件の確認の徹底について

改定分については、**確実に全額を人件費として支払うこと**としているところ、ごく一部、本要件について適切に**認識がされていない**施設・事業所が見られた。この中には、**処遇改善等加算の算定を行っている**と回答した施設・事業所もあった。

改めて、管内の施設・事業所に対して、**改定分の使途等について周知・徹底**を図るとともに、施設・事業所の改定分を市町村において算出しておき、**処遇改善等加算の実績報告**において**その額が計上されているかを確実に確認すること。**

また、改定分の全額を**人件費に充てていない**施設・事業所が確認された場合、**充てていない分を追加で支払うよう指導すること。**

なお、この要請は令和6年度の改定分についても同様である。

オ 翌年度の給付費等の支弁に当たっての改正後単価の適用について

保育士等の処遇の改善や、これを通じた保育人材確保のためには、**給与のベースアップを図ることが重要**と考える。

施設・事業者には、④のイのとおり、ベースアップを要請するところ、ベ

ースアップを行う上では、改定分を基本分単価に反映させた翌年度当初の単価表に基づいて支弁を行う必要がある。

このことを踏まえ、市町村においては、4月分の給付費等の支弁について、速やかに翌年度当初の単価表に基づき行うようにすること。

カ 施設・事業所への周知徹底について

④及び(5)に記載のことについて、施設・事業所への周知徹底をすること。

④ 施設・事業所への要請事項

ア 職員への速やかな支払いについて

(ア) 基本的な要請事項

改定分の支払に当たってのスケジュールについて、別紙2のとおりまとめたので、職員への支払いに向けた準備を進めること。

②のイのとおり、市町村には、改定分について3月中に管内の施設・事業所に支弁することを求めているところ、あらかじめ、それまでに各職員に支払う額を検討しておき、3月中には職員に改定分が支払われるようになること。可能であれば、市町村からの支弁を待つことなく、保育士等に支払える状態になったら速やかに支払うようお願いする。

なお、改定分の額の算出が困難であるといった声もあるが、概ねの見込を算出して年度末に支払うなどの方法も考えられる。(1)の趣旨や、処遇改善実態調査において約63%の施設・事業所が3月には一部又は全額の支払いを行っていたことを踏まえ、可能な限り速やかに職員に支払うこと。

また、改定分によって、単純に賃金が改定率分(+5.3%等)増えるなどの誤解の声も聞かれるため、改定分の趣旨や内容等について職員向けに説明すること。なお、説明に当たっての参考資料として別紙5を作成したので、活用されたい。

(イ) 改定分の支払が3月以降になる場合

3月中に全額の支払が難しい場合であっても、約73%の施設が、7月中には改定分の全額を支払っていることを踏まえ、夏季の賞与(夏季の賞与がない場合は7月中)までには支払うこと。

改定分の支払が3月以降になる見込みの施設・事業所については、支払予定期について、職員に必ず周知すること。

なお、必ずしも改定分を支払わない職員にまで説明する必要はないが、支払う対象となる職員を決めていないことを理由に周知を行わないことは認めない。支払う対象となる職員が今年度末時点で未定の場合は、全職員に周知すること。

イ 令和8年度における給与表等の改定について

例年、公定価格は、給与改定に伴う処遇改善により人件費部分を増額し、翌年度当初の単価も、その額において積算するような流れで改定を行ってきている。その場合、改定分の額が翌年度当初を単価に含めて4月分から支弁されることとなるため、改定分の額分のベースアップが可能となる。

このことを踏まえ、今般の改定を踏まえて次年度以降の給与表、給与規定等の改定にも計画的に取り組むこと。

なお、「長く働くことができる」職場環境を構築する上では、経験年数や職責に応じた賃金体系を構築することが重要と考えられるところ、処遇改善等加算による、定期昇給等（区分1）、賃金改善（区分2）、職員の技能・経験の向上に応じた賃金改善（区分3）の活用方法についても、その趣旨に沿ったものとなっているか、給与表、給与規定等の改定と併せて点検されたい。

（5）要請に伴う周知事項

① 処遇改善等加算の取扱いの変更

処遇改善実態調査では、処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）、処遇改善等加算Ⅱ及び処遇改善等加算Ⅲ（以下「旧加算」という。）の賃金改善要件を満たす上で必要となる賃金の支払総額について、翌年度にならないと見通しを立てにくく、それを理由に、処遇改善等加算の実績報告が翌年度に行うまで、改定分の支払を控えているといった意見があることが把握された。

この点について、令和7年度から以下の点で取扱いを変更しているため周知する。改定分の職員への迅速な支払いに当たっては、これらの見直しにより、処遇改善等加算の要件を満たす上で加算当年度に支払うべき金額の見通しを立てやすくなっていることも踏まえて対応されたい。

- ・ 旧加算では、加算当年度の賃金水準が、基準年度の賃金水準を下回っていないかの確認に当たり、起点賃金水準を用いてきたところ、令和7年度以降は、実際に基準年度に支払った金額を用いることを基本としている。
- ・ 旧加算では、処遇改善等加算の要件を満たす上で加算当年度に支払うべき金額以上の金額を支払う（施設独自の改善を行う）と、その翌年度において、施設独自の改善を含めた賃金水準の維持を求める仕組みとなっていたところ、令和7年度以降は、施設独自の改善分は、基準年度の支払賃金から除外する取扱いとしている。

② 保育業務施設管理プラットフォームの稼働

令和8年4月から、公定価格の請求や請求内容の審査等を行う「保育業務施設管理プラットフォーム」をリリースする予定である。

「保育業務施設管理プラットフォーム」では、毎月の給付費等の請求情報を

基に、改定分の見込額や確定額の算出が可能となる機能も設け、市町村及び施設・事業所において活用できるようすることとしている。

処遇改善実態調査では、改定分の支払を速やかに行うことが難しい理由として、改定分の算出が困難であるとの意見があったところ、「保育業務施設管理プラットフォーム」を活用することで、その問題を解消できるため、各市町村においては活用を前向きに検討いただきつつ、管内の施設・事業所にも活用することを案内されたい。

(6) 処遇改善等加算における改定分の取扱いについて

① 改定分の簡便な算出方法

処遇改善等加算留意事項通知の第4の5の(1)において、「補正予算により公定価格における人件費の改定がなされる場合、当初予算に基づく公定価格からの増額分を人件費の改定分の額として算定することができる。具体的には、補正予算の成立の際に別途通知で示すものとする。」としているところ、以下のとおりお示しする。

なお、改定分は、改定前の単価による給付費と改定後の単価による給付費の差額であるところ、事務負担の軽減の観点から、当該箇所に記載の0.9（調整率）を乗じる方法での算出を可能としているところである。

(5) の②のとおり、「保育業務施設管理プラットフォーム」の運用の開始後は、改定分の見込額や確定額について事務負担なく本来の計算方法に基づき算出可能となることから、今後の「保育業務施設管理プラットフォーム」の活用状況を踏まえ、0.9（調整率）を乗じる算出方法は廃止する予定である。

② 基準年度が令和5年度以前となっている場合の改定分の簡便な算出方法

処遇改善等加算の実績報告に当たっては、「加算当年度の支払賃金の総額」から、「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定部分」を除くこととなる。

令和7年度分の実績報告における「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定部分」とは、基準年度が前年度（令和6年度）の場合は、改定分と同額となる。

なお、基準年度が令和5年度の場合は、改定分に、「 $16.0\% (5.3\% + 10.7\%)$ （基準年度が令和5年度の場合の人件費改定分に係る改定率）／5.3%（基準年度が令和6年度の場合の人件費改定分に係る改定率）」の割合を乗じて算出した額を使用しても差し支えない。また、基準年度が令和4年度以前の場合も、この考え方を準じて算定していただくことは差し支えない。ただし、この金額から法定福利費等の事業主負担分の増加分を除いたものを人件費の改定分とする。

また、提出済みの賃金改善計画書について今般の改定を反映した修正を行う

必要はなく、当該計画書の再提出は不要である。

<令和7年度の公定価格における人件費改定分に係る改定率>

基準年度が平成24・25年度の施設・事業所：	30.2%
基準年度が平成26年度の施設・事業所：	28.2%
基準年度が平成27年度の施設・事業所：	26.3%
基準年度が平成28年度の施設・事業所：	25.0%
基準年度が平成29年度の施設・事業所：	23.9%
基準年度が平成30年度の施設・事業所：	23.1%
基準年度が令和元年度の施設・事業所：	22.1%
基準年度が令和2・3年度の施設・事業所：	22.4%
基準年度が令和4年度の施設・事業所：	21.2%
基準年度が令和5年度の施設・事業所：	16.0%

3. 運営継続支援臨時加算について

(1) 趣旨等

保育所等においては、子どもたちが集団で生活する場として、普段から子どもを取り巻く多様な危険を的確に捉え、その発達の段階や地域特性に応じた取組を継続的に着実に実施する必要がある。

一方で、昨今の物価高騰などを受け、食材料費をはじめ、様々な物の価格の変動が急激であり、質の確保された食事の基となる食材料の確保や安定的な教育・保育の継続が困難な状況にある。

このため、物価上昇といった厳しい環境の中でも、質の確保された食事の安定的な提供をはじめ、安定的な教育・保育を継続して提供できるよう、「運営継続支援臨時加算」を創設することとした。

公定価格では、例年、過去の物価変動を踏まえた事業費の見直しを行い、年度当初の基本分単価の見直しに反映しているところであるが、直近の物価変動の状況を踏まえ、令和7年度に限っての限定的な対応として、簡便かつ迅速に施設・事業所に届くよう、公定価格の加算という方式により施設の規模に関わらず一定額の支援を行うこととしたものである。なお、本加算は、光熱水費や食糧費等の特定の費目を対象としたものではない。

施設の規模や地域の状況等によっては、引き続き、足元の物価高騰への対応が必要となることも想定されるため、地域の状況等を勘案し、「重点支援地方交付金を活用した保育所・幼稚園・認定こども園等の支援について」（令和7年11月21日付け事務連絡）のとおり、「重点支援地方交付金」の活用についても検討するようお願いする。

本加算は、速やかに施設・事業所に支弁するため、令和8年1月分の給付費に

において請求することとしているが、1月分としての支弁に間に合わない場合、適宜、準備ができ次第、精算をすること。

(2) 対象施設・単価

公定価格の対象となる全ての施設・事業所（幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業所）を対象としている。

第三者評価受審加算等と同様、定められた額（以下の単価）を令和8年1月初日の利用子ど�数で除して得た額を令和8年1月初日に利用する子どもの単価に加算するものとする。

（単価）

- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園：10万円
(認定こども園は教育標準認定：5万円、保育認定：5万円)
- ・ 小規模保育事業所、事業所内保育事業所：5万円
- ・ 家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所：2万5千円

(3) 加算の認定

令和8年1月に利用児童がいる施設・事業所は算定できる加算であるため、別に加算の認定を行う必要はないものとする。

【その他添付資料】

- ・ 令和7年度補正予算による処遇改善の効果を速やかに保育士等に届けるための要請事項等（本事務連絡概要資料）

【本件担当】

こども家庭庁成育局保育政策課
公定価格担当室 紿付第一係
TEL: 03-6858-0126